

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】令和4年2月4日(2022.2.4)

【公開番号】特開2020-160694(P2020-160694A)
 【公開日】令和2年10月1日(2020.10.1)
 【年通号数】公開・登録公報2020-040
 【出願番号】特願2019-58301(P2019-58301)
 【国際特許分類】
 G 1 6 H 2 0 / 1 0 (2 0 1 8 . 0 1)
 【 F I 】
 G 1 6 H 2 0 / 1 0

10

【手続補正書】
 【提出日】令和4年1月27日(2022.1.27)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】
 【請求項1】

処方データに対応する処方薬品の服薬に関する複数の確認情報のうち、前記処方データについてチェック項目に関する適否を判定する処方チェックのチェック結果に対応する一又は複数の前記確認情報のみを提示する提示処理部と、前記提示処理部により提示された前記確認情報から選択される一又は複数の前記確認情報を含むリストを出力する出力処理部と、を備える服薬指導支援システム。

【請求項2】

前記処方チェックでは、前記処方データに含まれる薬品の種別、投与量、又は服用時期と、前記薬品の種別、投与量、又は服用時期について予め設定された判定情報と、に基づいて前記チェック項目に関する適否が判定される、請求項1に記載の服薬指導支援システム。

30

【請求項3】

前記提示処理部は、前記チェック結果におけるエラー内容と一又は複数の前記確認情報とが対応付けられた対応情報に基づいて、複数の前記確認情報のうち前記処方チェックで発生したエラー内容に対応する一又は複数の前記確認情報のみを提示する、請求項1又は2に記載の服薬指導支援システム。

【請求項4】

前記エラー内容の種類には、前記処方データに対応する患者に処方されている複数の薬品についての併用禁忌及び併用注意が少なくとも含まれており、前記提示処理部は、前記エラー内容が前記併用禁忌である場合と前記併用禁忌である場合とにおいて少なくとも一つ以上の異なる前記確認情報を提示する、請求項3に記載の服薬指導支援システム。

40

【請求項5】

前記提示処理部により提示される前記確認情報をユーザー操作に応じて編集する編集処理部を更に備え、前記出力処理部は、前記編集処理部による編集後の前記確認情報を含むリストを出力可能である、請求項1～4のいずれかに記載の服薬指導支援システム。

50

【請求項 6】

複数の前記確認情報には、編集可能である第 1 確認情報と編集可能でない第 2 確認情報とが含まれ、
前記編集処理部は、前記第 1 確認情報において予め設定された編集可能領域について編集が可能である、
請求項 5 に記載の服薬指導支援システム。

【請求項 7】

前記第 1 確認情報は、評価情報又は計画情報のいずれかに分類された情報であり、前記第 2 確認情報は、客観情報、前記評価情報又は前記計画情報のいずれかに分類された情報である、
請求項 6 に記載の服薬指導支援システム。

10

【請求項 8】

前記出力処理部は、予め設定された特定の組み合わせで前記確認情報が選択された場合に特定のメッセージを報知する、
請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載の服薬指導支援システム。

【請求項 9】

処方データに対応する処方薬品の服薬に関する複数の確認情報のうち、前記処方データについてチェック項目に関する適否を判定する処方チェックのチェック結果に対応する一又は複数の前記確認情報のみを提示する提示ステップと、
前記提示ステップにより提示された前記確認情報から選択される一又は複数の前記確認情報を含むリストを出力する出力ステップと、
をコンピュータに実行させるための服薬指導支援プログラム。

20

30

40

50